

# 児童クラブ 申請に関するQ&A

## 【申請について】

	問い合わせ内容	回 答
申請について	オンライン申請の方法がわからない。紙で申請してもよい?	原則、オンライン申請をお願いしています。 就労証明書等の書類をご準備いただき、子育て応援窓口へお越しください。 申請のサポートをいたします。
	面接を受け、合否待ち。 放課後児童クラブの申請はできる?	求職中の方の申請はできませんが、面接を受ける等、職場や勤務開始時期が具体的に分かる方は申請いただけます。  ●合否待ちの方 家庭状況申立書に状況を記入・添付の上、申請してください。 合否結果が分かり次第、すみやかに連絡をしてください。 ※結果の連絡がない場合、決定を行わない場合があります。 ●採用が決定された方 雇用開始前で就労証明書の発行が難しい場合は、内定通知・採用通知、もしくは家庭状況申立書に状況を記入・添付の上、申請してください。 いずれも、就労証明書が取得でき次第、提出をお願いいたします。
	現在、仕事をしているが契約が3月で終了する。 4月からの利用申し込みは申請できる?	●更新予定あり 申請いただけます。その場合、申請時点の就労証明書を添付してください。4月の契約更新後に就労証明書の再提出が必要です。 ●更新予定なし 退職される場合、申請できません。次の仕事が決定してからの申請となります。
	勤務形態により、平日の放課後は家にいるため、児童クラブは必要ない。 春、夏、冬休みの長期休みのみ利用したい。	長期休暇のみの利用申請は可能ですが、通年利用を希望されている方を優先します。 申請時期については以下をご確認ください。  ●春休み（3月・4月） 3月：利用希望開始の1ヶ月前に申請してください。 4月：一斉募集期間中に申請してください。 ●夏休み（7月・8月） 6月頃に追加募集を行います。広報等でご確認ください。 ●冬休み（12月・1月） 利用希望開始日の1ヶ月前に申請してください。  ※春休みの利用は年度がまたがるため、それぞれの年度の申請が必要です。
	現在育休中。年度途中（5月以降）で職場復帰するが、一斉募集期間中に申請できる?	4月に利用開始される方の募集期間のため、5月以降の申請は受付けておりません。利用開始希望日の1ヶ月前ごろにあらためて相談・申請してください。 随時受付となるため、空きがない場合は入所できない可能性もありますのでご了承ください。
	4月から利用するか迷っている。申請した方がいい?	募集期間を過ぎてからの申請は優先順位が下がります。利用する可能性がある場合、期間内に申請してください。 ただし、利用しない事が決定された場合はすみやかに変更・修正フォームからキャンセルの届出をしてください。 届出がないまま利用開始日になった場合、利用者負担金をお支払いいただきます。
	申請したが、利用が必要なくなりキャンセルしたい。 どうしたらいい?	すみやかに変更・修正フォームからキャンセルの届出をしてください。 届出がないまま利用開始日になった場合、利用者負担金をお支払いいただきます。 ※利用開始日以降はキャンセルではなく利用中止となります。 利用中止フォームより届出を行ってください。

## 児童クラブ 申請に関するQ&A

### 【就労証明書等の添付書類について】

	問い合わせ内容	回答
就労証明書等の添付書類について	就労証明書が一斉募集期間内に間に合わない。 証明書がなくても申請できる？	一斉募集については、就労証明書が揃っていない場合、申請はできません。 事前にお知らせしており、受付期間も長くとっているため、余裕をもってご準備ください。
	転勤等で舞鶴市に転入する。 就労証明書が準備できない場合はどうしたらよい？	転勤が確定しているものの、配属先が決まっていない等の理由で就労証明書の発行が難しい場合、家庭状況申立書に状況を記入・添付の上、申請してください。 その後、改めて就労証明書の提出をお願いします。
	父が長期出航や単身赴任で不在のため就労証明書が取れない。 どうしたらよい？	就労証明書が取得できる方は、早めにご準備いただき、証明書の添付をお願いします。 出航中等でどうしても取得いただけない方に限り、家庭状況申立書に状況を記入・添付の上、申請してください。 その後、就労証明書が取得でき次第、提出をお願いします。
	同居の祖父母の証明書は必要？	特に必要としていません。
	自営業の場合の就労証明はどうしたらいい？	就労証明書（自己による証明）と併せて、確定申告の写し・営業許可証・開業届等の事業を証明するものの添付が必要です。
	保育所の入所申し込みにあたり就労証明書を取得した。 放課後児童クラブにも申請したいが、同じ証明書で申請できる？	利用申請前の3ヶ月以内に取得された証明書であれば、保育所用に準備したもので申請いただけます。（例：12月申請→9月以降に取得されたもの） すでに提出済みでお手元に証明書がない場合は、乳幼児教育推進課にご連絡の上ご来庁いただき、窓口で撮影をして添付していただくことも可能です。
	年度途中の1月に新規で利用を開始し、 その際に就労証明書を提出した。 内容に変更はないが、新年度の利用申請にあたり、 再度取得が必要か？	オンライン申請の際に添付が必要です。 新年度の利用申請前の3ヶ月以内に取得された証明書であれば添付いただけます。（例：12月申請→9月以降に取得されたもの） すでに提出済みでお手元にない場合は再度取得いただくか、子育て応援課にご連絡の上ご来庁いただき、窓口で撮影をして添付してください。
	配偶者と離婚協議中のため別居している。 申請と添付書類はどうしたらよい？	別居中であっても、配偶者情報の入力と証明書の添付をお願いします。 事情により配偶者の証明書が取得できない方は子育て応援課へご相談ください。
	掛け持ちで働いている。両方の職場の就労証明書が必要？	可能であれば、両方の職場の就労証明書を添付してください。 一方の職場の証明書でも申請いただけますが、その職場の1週間の勤務時間が短時間の場合、利用者調整によりご利用いただけない可能性があります。
	申請時点ではひとり親だが、現在同居中に年度中に入籍をする予定。 就労証明書は入籍予定の相手のものも必要？	申請時点でひとり親であれば、入籍予定者の就労証明書は必要ありません。 申請時に同居人欄へ入籍予定者の情報を入力してください。 入籍され次第、変更・修正フォームから変更事項の届出と配偶者の就労証明書を提出してください。
	1年ごとの契約雇用となっている。 雇用開始日が未来の日付の就労証明書でも申請時に添付できる？	契約更新が確実であり、事業所による証明書の発行が可能であればその証明書で申請いただけます。